公示送達書（例）

下記の者に送達すべき書類は、能勢町総務部理財課〇〇担当 が保管しています。
当該書類の送達を受けるべき者に、当該書類をいつでも交付します。

令和〇年〇月〇日

大阪府豊能郡能勢町長　岡田　正文

番号	送達を受けるべき者の氏名
1	山田　太郎

ここに氏名の記載がある方については、上記記載の通り、送達を受けるべき書類が何らかの理由（宛先不明等）で送達できなかったため、理財課の税務担当/徴収担当にて保管しております。

公示送達書左上記載の日付が公示日であり、そこから１週間経過すると書類の送達があったものとみなされ、当該公示送達書はホームページから削除されます。

注意：上記の書類は受領しなくても、令和〇年〇月〇日を経過したときは、地方税法第 20 条の２第３項の規定により、当該書類の送達があったものとみなされます。